

# 臨時株主総会 招集ご通知

## 日時

---

2022年7月25日（月曜日）午後3時  
（開催時刻が前回と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。）

## 場所

---

東京都港区愛宕二丁目5番1号  
愛宕グリーンヒルズMORIタワー 36階  
（会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。）

## 決議事項

---

- 第1号議案 取締役1名選任の件  
第2号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

本株主総会につきましては、ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数に限りがありますので、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただき、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。



株式会社トゥエンティフォーセブン

証券コード：7074

証券コード：7074  
2022年7月7日

株 主 各 位

東京都港区愛宕二丁目5番1号  
株式会社トゥエンティーフォーセブン  
代表取締役 小 島 礼 大  
社 長

## 臨時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社臨時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、本株主総会につきましては、ソーシャルディスタンス確保のため、会場の座席数に限りがありますので、書面又はインターネットにより事前に議決権を行使いただき、当日のご来場をお控えいただきますようお願い申し上げます。

お手数ながら後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、「議決権行使についてのご案内」（2頁～3頁）に沿って、2022年7月22日（金曜日）午後7時まで議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。

敬 具

### 記

1. 日 時 2022年7月25日（月曜日）午後3時  
(開催時刻が前回と異なりますので、お間違いのないようご注意ください。)
2. 場 所 東京都港区愛宕二丁目5番1号  
愛宕グリーンヒルズMORIタワー 36階  
(会場が前回と異なっておりますので、末尾の会場ご案内図をご参照いただき、お間違いのないようご注意ください。また、ソーシャルディスタンス確保のため、会場内は座席の間隔を十分にとった配置とさせていただきます。状況によりましては、ご入場の制限をせざるを得ない場合もございますので、予めご了承くださいたくお願い申し上げます。)
3. 目的事項  
決議事項  
第1号議案 取締役1名選任の件  
第2号議案 取締役に対するストック・オプション報酬額および内容決定の件

以 上

◎当日ご出席の際には、お手数ながら議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。

◎本通知の株主総会参考書類について、修正事項が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト (<https://247group.co.jp/>) において、修正後の事項を掲載させていただきます。

## 議決権行使についてのご案内

下記いずれかの方法により、議決権をご行使くださいますようお願い申し上げます。

### 書面による議決権行使

#### 行使期限

2022年7月22日（金曜日）  
午後7時到着分まで



同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示いただき、行使期限までに当社株主名簿管理人に到着するようご返送ください。

### 「スマート行使」によるご行使

#### 行使期限

2022年7月22日（金曜日）  
午後7時行使分まで



同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード®」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

議決権行使ウェブサイトは、2022年7月16日（土）午前5時から2022年7月19日（火）午前5時の間、メンテナンス作業のため、取り扱いを休止いたします。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

### インターネットによるご行使

#### 行使期限

2022年7月22日（金曜日）  
午後7時行使分まで

パソコン、スマートフォン等から、  
議決権行使ウェブサイト

<https://www.web54.net>

にアクセスし、同封の議決権行使書用紙に記載の議決権行使コードおよびパスワードをご利用のうえ、画面の案内に従って議案に対する賛否をご登録ください。

詳細につきましては次頁をご覧ください。

議決権行使ウェブサイトは、2022年7月16日（土）午前5時から2022年7月19日（火）午前5時の間、メンテナンス作業のため、取り扱いを休止いたします。ご了承くださいませようお願い申し上げます。

### 重複して行使された議決権の取扱いについて

- (1) 書面とインターネット（「スマート行使」を含む。）により二重に議決権を行使された場合は、インターネット（「スマート行使」を含む。）によるものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。
- (2) インターネット（「スマート行使」を含む。）により議決権を複数回行使された場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

ご不明な点につきましては、以下にお問い合わせくださいますようお願い申し上げます。

株主名簿管理人 三井住友信託銀行株式会社 証券代行部

議決権行使について ☎️ 0120-652-031 (9:00~21:00) その他のご照会 ☎️ 0120-782-031 (平日9:00~17:00)

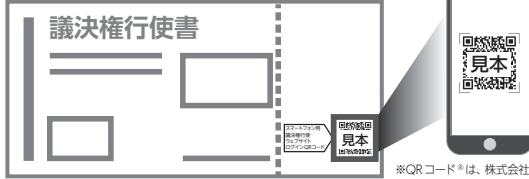
※議決権行使書用紙に議案に対する賛否のご表示がない場合は、賛成の意思表示をされたものとして取り扱わせていただきます。

※当社では、定款第17条の定めにより代理人により議決権を行使される場合は、議決権を有する他の株主様1名に委任することができます。この場合は、代理権を証明する書面をご提出ください。

## 「スマート行使」によるご行使

### ①スマートフォン用議決権行使ウェブサイトへアクセスする

同封の議決権行使書用紙の右下「スマートフォン用議決権行使ウェブサイトログインQRコード<sup>®</sup>」をスマートフォンかタブレット端末で読み取ります。

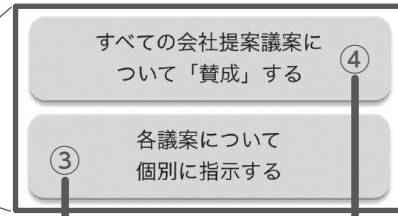


※QRコード<sup>®</sup>は、株式会社デンソーウェブの登録商標です。

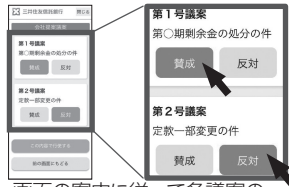
### ②議決権行使ウェブサイトを開く



表示されたURLを開くと議決権行使ウェブサイト画面が開きます。議決権行使方法は2つあります。

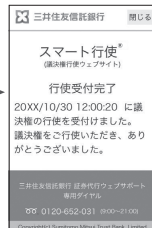


### ③各議案について個別に指示する



画面の案内に従って各議案の賛否をご入力ください。

### ④すべての会社提案議案について「賛成」する



確認画面で問題なければ「この内容で行使する」ボタンを押して行使完了です。

一度議決権行使した後で行使内容を変更される場合、再度QRコード<sup>®</sup>を読み取り、同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」/「パスワード」をご入力いただく必要があります（パソコンから、議決権行使ウェブサイト <https://www.web54.net> へ直接アクセスして行使いただくことも可能です）。

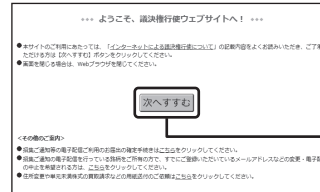
※ 議決権行使ウェブサイトをご利用いただく際の接続料金および通信料金等は株主様のご負担となります。

※ インターネットのご利用環境、ご加入のサービスやご使用の機種によっては、議決権行使ウェブサイトをご利用いただけない場合があります。

## インターネットによるご行使

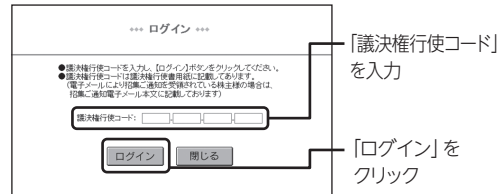
### ①議決権行使ウェブサイトへアクセスする

<https://www.web54.net>



「次へすすむ」をクリック

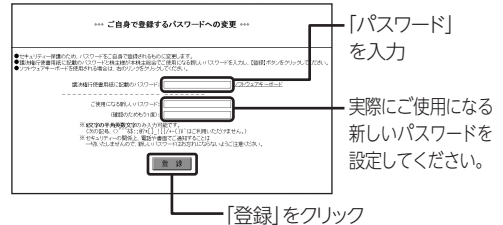
### ②同封の議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」を入力し、ログインする



「議決権行使コード」を入力

「ログイン」をクリック

### ③同封の議決権行使書用紙に記載の「パスワード」を入力する



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください。

「登録」をクリック

以降は画面の案内に従って賛否をご登録ください。

# 株主総会参考書類

## 議案および参考事項

### 第1号議案 取締役1名選任の件

経営体制の一層の強化を図るため、取締役1名の選任をお願いするものであります。なお、新たに選任される取締役の任期は当社定款の定めにより、他の在任取締役の任期の満了するときまでとなります。

取締役候補者は次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、地位、担当および重要な兼職の状況	所有する 当社株式数
<small>かわぐち しんご</small> <b>川口 晋吾</b> (1980年1月1日生)	2005年4月 トリンプ・インターナショナル・ジャパン株式会社 入社	一株
	2008年5月 株式会社デアゴスティーニ・ジャパン 入社	
	2016年11月 同社 執行役員 パブリッシング・ディレクター	
	2019年3月 当社 入社 マーケティング部シニアマネージャー	
	2020年3月 当社 執行役員 マーケティング本部長 兼 /7deli事業部 兼 マーケティング部シニアマネージャー	
	2022年2月 当社 執行役員 マーケティング本部長 兼 /7deli事業部 兼 メディア部シニアマネージャー (現任)	

- (注) 1. 川口晋吾氏は、新任の取締役候補者であります。  
 2. 取締役候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。  
 3. 当社は会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結し、被保険者が負担することとなった損害賠償金および争訟費用を補填の対象としております。川口晋吾氏が就任した場合、同氏は当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。

## 第2号議案 取締役に対するストックオプション報酬額および内容決定の件

現在の取締役の報酬等の額は、2015年8月1日開催の当社臨時株主総会において、年額150百万円以内として、ご決議をいただいたものでありますが、当社の業績向上および企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として、取締役（社外取締役を除く）に対し、ストックオプションとしての新株予約権を、下記のとおり割り当てることといたしたいと存じます。

なお、第1号議案を原案のとおりご承認いただいた場合、本件ストックオプションとしての新株予約権の割り当てを受ける当社取締役は1名となります。

つきましては、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案いたしまして、従来の取締役の報酬等の額とは別枠として、ストックオプションとしての新株予約権に関する報酬等の額を年額30百万円以内として設定したいと存じます。

本件ストックオプションは、当社の業績向上および企業価値増大に対する意欲や士気を高めること等を目的として割り当てられるストックオプションであり、当社における取締役の貢献度等諸般の事項を総合的に勘案して決定しており、その内容は相当なものであると考えております。

当社は、役員報酬等に関する事項について、取締役および監査役の個人別の報酬等の内容の決定に係る決定方針を役員報酬規程により定めており、当社取締役会にて決議しております。その概要は、本議案の（ご参考）に記載のとおりであります。本議案に基づく新株予約権の割り当ては、当該方針に沿うものであると考えております。

### 記

取締役（社外取締役を除く）に対するストックオプションとしての新株予約権の具体的な内容および数の上限

#### ①新株予約権の目的である株式の種類および数

新株予約権の目的である株式の種類は当社普通株式とし、各新株予約権の目的である株式の数（以下「付与株式数」という）は100株とする。ただし、本議案の決議の日（以下「決議日」という）以降、当社が、当社普通株式の株式分割（当社普通株式の株式無償割当てを含む。以下株式分割の記載につき同じ）又は株式併合を行う場合には、次の算式により付与株式数の調整を行い、調整の結果生じる1株未満の端数は、これを切り捨てる。

調整後付与株式数＝調整前付与株式数×株式分割又は株式併合の比率

また、上記のほか、決議日以降、当社が合併又は会社分割を行う場合その他これらの場合に準じて付与株式数の調整を必要とする場合には、当社は、合理的な範囲で付与株式数を適切に調整することができる。

#### ②新株予約権の総数

取締役（社外取締役を除く）に対して割り当てる新株予約権の総数100個を、各事業年度において割り当てる新株予約権の数の上限とする。

#### ③新株予約権の払込金額

新株予約権と引換えに金銭を払い込むことを要しない。

#### ④新株予約権の行使に際して出資される財産の価額

各新株予約権の行使に際して出資される財産の価額は、当該各新株予約権を行使することにより交付を受けることができる株式1株当たりの払込金額（以下「行使価額」という）に付与株式数を乗じた金額とする。

行使価額は、新株予約権を割り当てる日（以下「割当日」という）の属する月の前月の各日（取引が成立しない日を除く）の東京証券取引所における当社普通株式の普通取引の終値の平均値に1.3を乗じた金額（1円未満の端数は切り上げる）とする。

なお、割当日以降、当社が、当社普通株式の株式分割又は株式併合を行う場合、時価を下回る価額で新株式の発行又は自己株式の処分を行う場合（会社法第194条の規定（単元未満株主による単元未満株式売渡請求）に基づく自己株式の売渡し、当社普通株式に転換される証券若しくは転換できる証券の転換又は当社普通株式の交付を請求できる新株予約権（新株予約権付社債に付されたものを含む）の行使による場合を除く）又は他の種類株式の普通株主への無償割当て若しくは他の会社の株式の普通株主への配当を行う場合等、行使価額の調整を必要とする場合には、当社は合理的な範囲で行使価額を調整することができる。

#### ⑤新株予約権を行使することができる期間



発行決議日後3年を経過した日から3年以内の範囲で、当社取締役会において定める。

⑥譲渡による新株予約権の取得の制限

譲渡による新株予約権の取得については、当社取締役会の決議による承認を要する。

⑦新株予約権の取得条項

以下の(1)、(2)、(3)、(4)又は(5)の議案につき当社株主総会で承認された場合（株主総会の決議が不要の場合は、当社取締役会の決議がなされた場合）は、当社取締役会が別途定める日に、当社は無償で新株予約権を取得することができる。

(1) 当社が消滅会社となる合併契約承認の議案

(2) 当社が分割会社となる分割契約若しくは分割計画承認の議案

(3) 当社が完全子会社となる株式交換契約若しくは株式移転計画承認の議案

(4) 当社の発行する全部の株式の内容として譲渡による当該株式の取得について当社の承認を要することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

(5) 新株予約権の目的である種類の株式の内容として譲渡による当該種類の株式の取得について当社の承認を要すること若しくは当該種類の株式について当社が株主総会の決議によってその全部を取得することについての定めを設ける定款の変更承認の議案

⑧新株予約権の行使の条件

新株予約権者が新株予約権を放棄した場合には、当該新株予約権を行使することができない。その他の新株予約権の行使の条件については、当社取締役会において定める。

⑨新株予約権割当契約の締結

新株予約権の割当ては、新株予約権者が、当社との間で、上記①、③乃至⑤、⑧に定める内容を含む新株予約権割当契約を締結していることを条件とする。

(ご参考)

①取締役および監査役の個人別の報酬等の内容の決定に係る決定方針に関する事項

イ) 当該方針の決定方法

当社は、役員報酬等に関する事項について、当該決定方針を役員報酬規程により定め  
ており、当社取締役会にて決議しております。

ロ) 当該方針の内容の概要



- i) 役員報酬の決定は、次に掲げる方法により、世間水準、経営内容および従業員給与とのバランス等を考慮して決定する。
- ii) 取締役の報酬は、当社株主総会が決定する報酬の限度内とし、当社取締役会において決定する。ただし、当社取締役会が代表取締役に決定を一任したときは、代表取締役が決定する。
- iii) 固定報酬（業績に連動しない報酬）を支給する場合、取締役の役位、職責等に応じて支給額を決定する。
- iv) 業績連動報酬（業績に連動する報酬）を支給する場合、各事業年度の目標値に対する達成状況に応じ、支給額を決定する。
- v) 非金銭報酬を支給する場合、ストックオプション、譲渡制限付株式、役員株式給付信託によるものとし、付与数は役位、職責に応じ、各事業年度の目標値に対する達成状況に応じて決定する。
- vi) 監査役の報酬は、当社株主総会が決定する報酬額の限度内とし、監査役の協議によって決定する。

#### ②取締役の個人別の報酬等の内容の決定に係る委任に関する事項

当該事業年度の実績の個人別の報酬等の決定にあたっては、代表取締役社長小島礼大に決定を一任しております。代表取締役社長小島礼大は、当社の業績を俯瞰しつつ、各取締役の当該事業年度における業績貢献度の評価を行うにあたり最も適しているため、取締役の個人別の報酬等の内容は、当該決定方針に沿うものであると判断しております。

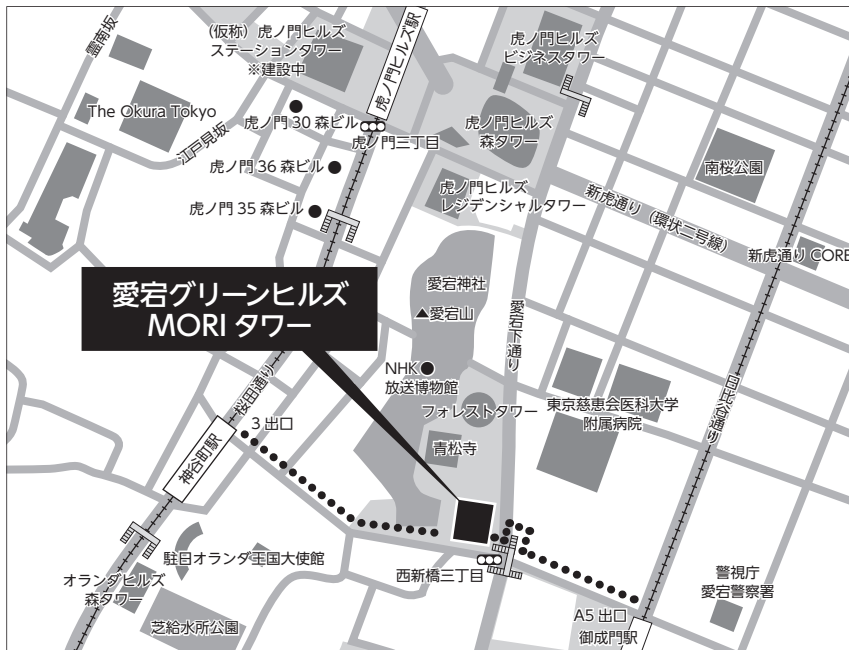
③当社は、本総会終結の時以降、上記の新株予約権と同内容の新株予約権を、当社の使用人に対し、割り当てる予定であります。

以上



# 株主総会会場ご案内図

会 場 東京都港区愛宕二丁目5番1号  
愛宕グリーンヒルズMORIタワー36階



(※) 1階の当社専用の臨時受付にお越しください。当社スタッフが会場（36階当社会議室）にご案内いたします。

会場最寄駅

日比谷線神谷町駅3番徒歩4分  
都営三田線御成門駅A5番徒歩3分